

食品安全委員会第1027回会合議事録

1. 日時 令和8年6月9日（火） 14：00～14：50

2. 場所 第一会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 1品目

(消費者庁からの説明)

JPAN010株を利用して生産されたグルコアミラーゼ

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「チアメトキサム」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「フェンメゾジチアズ」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬及び動物用医薬品「クロチアニジン」に係る食品健康影響評価について

・ プリオン「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」に係る食品健康影響評価について

(3) 令和7年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

國保評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、

澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について<JPAN010株を利用して生産されたグルコ
アマラーゼ>
- 資料 2 - 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<
チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（食品）>
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<
チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（飼料）>
- 資料 2 - 3 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<チアメトキサム
>
- 資料 2 - 4 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<フェンメゾジチ
アズ>
- 資料 2 - 5 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について
<クロチアニジン>
- 資料 2 - 6 プリオンに係る食品健康影響評価の審議結果について<牛海綿状脳
症（BSE）国内対策の見直し（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）>
- 資料 3 令和 7 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1027回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

まず、春日委員からオンラインでの御出席の申出がありましたので、食品安全委員会運
営規程第 3 条に基づき、これを認めます。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長に御出席をいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1027回会合）議事次第」に従いま
して、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は 8 点でございます。

資料 1 が「食品健康影響評価について<JPAN010株を利用して生産されたグルコ
アマラーゼ>」、資料 2 - 1 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果につい
て<チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（食品）>」、資料 2 - 2 が「遺伝子組
換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<チョウ目害虫抵抗性トウモロコ
シMZIR260系統（飼料）>」、資料 2 - 3 が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果につ
いて<チアメトキサム>」、資料 2 - 4 が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果につ
いて<フェンメゾジチアズ>」、資料 2 - 5 が「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影
響評価の審議結果について<クロチアニジン>」、資料 2 - 6 が「プリオンに係る食品健

康影響評価の審議結果について「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」、資料3が「令和7年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、内閣総理大臣から6月2日付で遺伝子組換え食品等1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から御説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 委員長、ありがとうございます。消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室の野坂でございます。

資料1を御覧ください。今回は1品目、組換えDNA技術を応用して製造された添加物でございます。

資料1の2ページを御覧ください。依頼品目の概要になりますが、品目名はJPN010株を利用して生産されたグルコアミラーゼで、申請者はノボザイムズ ジャパン株式会社でございます。

2. 遺伝子組換えの概要でございますが、*Aspergillus*属のB0-1株というものを宿主としており、そこに青かびである*Penicillium oxalicum* LCT23株由来の改変グルコアミラーゼ

遺伝子などを導入したものでございます。導入した目的としましては、3つ目の矢羽根に書いておられますとおり、耐熱性の向上や生産性の向上を狙ったものでございます。

グルコアミラーゼの酵素の機能でございますが、3. にございますとおり、デンプン等のグルコシド結合を加水分解して、グルコースを生成するものでございます。

4. から6. でございますが、利用目的及び利用方法などは、従来のグルコアミラーゼと相違ありませんで、デンマーク、米国等においても、この組換え添加物は承認等されております。今後の方針についてでございますが、食品安全委員会からの健康影響評価の結果を踏まえて、官報掲載などの手続を進めていければと思っております。

説明は以上になります。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、願います。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○祖父江委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（食品）」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○刈岡評価情報分析官 お手元の資料2-1に基づき御説明いたします。

右下のページで5ページの審議の経緯を御覧ください。本年2月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年4月21日の食品安全委員会に専門調査会の審議結果を報告しております。その後、4月22日から5月21日まで意見・情報の募集を行ったものとなります。

7ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本系統は、*Bacillus thuringiensis*に由来する*eCry1Gb. 1Ig*遺伝子、*Escherichia coli* K-12株に由来する*pmi*遺伝子を導入して作出されており、*eCry1Gb. 1Ig*タンパク質を発現することでチョウ目害虫抵抗性が、PMIタンパク質を発現することで形質転換体の選抜マーカーが付与されます。

23ページの食品健康影響評価結果ですが、「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系

統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、28ページに参考として添付しておりますが、期間中に意見・情報はありませんでした。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 それでは、次に、遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（飼料）」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の頭金委員から御説明をお願いします。

○頭金委員 それでは、「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統（飼料）」に関する審議結果を報告いたします。

資料2-2の右下のページ数で4ページの要約を御覧ください。私から概要を説明させていただきます。

本系統は、先ほどの食品で説明いたしましたトウモロコシMZIR260系統と同じものであり、飼料としての評価になります。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられませんでした。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性も考えられませんでした。

したがって、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細については事務局から説明をお願いいたします。

○刈岡評価情報分析官 お手元の資料2-2に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

右下のページで3ページの審議の経緯を御覧ください。本品目については、2026年2月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日、御報告をするものです。

5ページ、評価対象飼料の概要です。先ほどの食品の方で御説明いたしましたトウモロコシMZIR260系統と同じものでありまして、従来のトウモロコシと同様、飼料として利用されるものとなります。

同じページの中ほどからの食品健康影響評価ですが、1. ですけれども、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、導入遺伝子または産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていないとしております。

また、2. ですが、本系統は、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品としての食品健康影響評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところです。

これらを踏まえまして、先ほど頭金委員から御説明のあったとおりであります。当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

本件につきましては、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に、御意見・情報の募集を行わずに、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価をした結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 それでは、続いて、農薬「チアメトキサム」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料2-3に基づいて御説明申し上げます。

農薬評価書「チアメトキサム」第4版でございます。

右下のページで7ページを御覧ください。第4版関係の審議の経緯がございます。農薬取締法に基づく再評価に関して、2022年12月に農林水産大臣から、2025年4月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。2024年7月から農薬第一専門調査会で複数回御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、2月10日の食品安全委員会において報告し、その後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

17ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりのネオニコチノイド系の殺虫剤で、次のページの8. にございますとおり、作用部位は昆虫中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体とされています。日本では2000年に初回登録されたものでございます。また、後ほど御説明申し上げます資料2-5のクロチアニジン、本剤の代謝物の一つとして生成する化合物となります。

食品健康影響評価につきまして、89ページにお進みください。ADIにつきましては、次のページから記載がございますが、ラットを用いた2世代繁殖試験の無毒性量1.2 mg/kg 体重/日を根拠として0.012 mg/kg 体重/日と設定され、ARfDはウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量50 mg/kg 体重/日を根拠として0.5 mg/kg 体重と設定されました。

ADIはラットを用いた2世代繁殖試験の見直しの結果、前版の0.018 mg/kg 体重/日から今回変更になったものでございます。ARfDについては、前版からの変更はございませんでした。

次のページに記載がございますが、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、134ページ、最後から2ページ目に参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

また、最後のページの135ページを御覧ください。評価書の記載の修正が1点ございます。参照した資料の記載でございますが、変更後の下線部の記載のとおり、資料の作成者を追記する修正をいたしました。

本評価書につきまして、一部記載を修正の上、専門調査会の結果をもちまして、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がござ

いましたら、お願いします。

それでは、本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちチアメトキサムの許容一日摂取量（ADI）を0.012 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定するというのでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 続いて、農薬「フェンメゾジチアズ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続きが終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料2-4に基づいて御説明申し上げます。

5ページに審議の経緯がございます。新規の農薬登録申請及び畜産物への基準値設定依頼があったことを受けまして、昨年10月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。昨年12月と本年1月の農薬第五専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、3月31日の食品安全委員会において報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

8ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は、次のページの6. に示されたとおりのものでございまして、8. に記載がございますとおり、メソイオン系殺虫剤で、昆虫の中樞神経に存在するニコチン性アセチルコリン受容体と結合することによりイオンチャネルを不活性化し、神経伝達を遮断することによって、殺虫効果を示すと考えられているものでございます。

50ページにお進みください。食品健康影響評価の記載がございます。

次のページの51ページになりますが、ADIはウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量4 mg/kg 体重/日を根拠に0.04 mg/kg 体重/日、ARfDはラットを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg 体重/日を根拠として0.1 mg/kg 体重と設定されました。

また、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、69ページに参考として添付しております。御意見を1通頂戴いたしました。

御意見については、左側の記載となりますが、海外では登録されていないものを使うのは、とても不安ですといただきました。

回答は右側の記載となります。食品安全委員会農薬第二専門調査会は、今回設定したADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。農薬の登録及び使用に関する御意見は、リスク管理に関するも

のと考えられることから、農林水産省に情報提供いたしますという内容となっております。

こちらにつきまして、専門調査会の結果をもちまして、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフェンメゾジチアズのADIを0.04 mg/kg 体重/日、ARfDを0.1 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 続いて、農薬及び動物用医薬品「クロチアニジン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の事務が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料2-5に基づいて御説明を申し上げます。

農薬・動物用医薬品評価書「クロチアニジン」第7版でございます。

8ページを御覧ください。審議の経緯の第7版関係の部分になりますが、農薬取締法に基づく再評価及び適用拡大並びに食品中の残留基準値設定に関して、2022年12月に農林水産大臣及び厚生労働大臣から評価要請のあったものとなります。

2025年2月から農薬第一専門調査会で複数回御審議いただき、動物用医薬品としての用途がございますことから、動物用医薬品専門調査会でも御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、2月10日の食品安全委員会において報告し、その後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行っていたものとなります。4月には農薬第一専門調査会で寄せられた意見・情報への回答案の作成等についての審議が行われ、その後、動物用医薬品専門調査会において確認がなされています。

17ページにお進みください。評価対象農薬及び動物用医薬品の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりのネオニコチノイド系の殺虫剤で、次のページの8. にございますとおりの、作用機構は昆虫中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用とされています。農薬の食用作物への初回登録は2002年となります。動物用医薬品としては、今般、畜鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の駆除を目的としたクロチアニジン、*d,d*-T80-プラレトリン及びピペロニルブトキシドを含有する畜舎噴霧剤の承認申請がなされているものでございます。

食品健康影響評価について、85ページにお進みください。ADI及びARfDに関する記載は86ページからになりますが、ADIはラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量9.7 mg/kg 体重/日を根拠として0.097 mg/kg 体重/日、ARfDはマウスを用いた一般薬理試験（一般状態）でございますが、こちらの無毒性量25 mg/kg 体重を根拠として0.25 mg/kg 体重と設定されました。ARfDについては、前版では急性神経毒性試験の結果に基づき0.6 mg/kg 体重とされていましたが、今回見直されたものでございます。

また、87ページに記載のございますとおり、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するものとなります。

意見・情報の募集を行った結果につきましては、162ページから参考として添付してございます。3通の御意見を頂戴しました。

1点目、意見1でございますが、2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）の9.7 mg/kg 体重/日がADI設定の根拠とされたことにつきまして、クロチアニジンは、ヒトの血漿蛋白との結合率が50%と高く、ラットの血漿蛋白とクロチアニジンの結合率が、ヒトと比べて低ければ、血中濃度が上がりにくいということであり、9.7 mg/kg 体重/日の1%をそのままADIとするのは不適切。ラットの血漿蛋白とクロチアニジンの結合率について、至急追試を行い、しかるべき査読付き学術雑誌に投稿され受理されるまで、暫定的に9.7 mg/kg 体重/日の0.1%以下をADIとすべきとの御趣旨の御意見です。

右側が回答となりまして、本剤の評価においては、動物のほぼ一生に当たる期間被験物質を投与して影響を把握する試験であるラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験を含めた各試験で得られた無毒性量を基に、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除してADIを設定しておりますとの内容でございます。

続いて、意見2でございますが、評価書案では、クロチアニジンのADIはラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験で得た無毒性量9.7 mg/kg 体重/日を基にこれまでと同じ0.097 mg/kg 体重/日の値に設定されていることについて、農薬専門調査会で使われた公表文献の内容を調べると、疫学以外で49報の論文があり、その中に無毒性以下で異常が出る報告が4報あるとして、4報の内容について御説明がされております。これらの公表文献を考慮するならば、少なくとも無毒性量は2から5 mg/kg 体重/日となり、ADIは0.02から0.05 mg/kg 体重/日にすることが適切と考える。また、これらはGLP試験ではないが、GLP試験にない新しい行動試験を用いた貴重な情報が含まれている。さらに2用量を用いた実験で、動物匹数はGLP試験より少ないが、現在の動物実験では3Rが推奨されており、適切な実験と考える。評価案では、これらの論文に用量相関性が明らかでなかったことから、検体投与による影響ではないと判断したと記載されているが、内分泌攪乱作用や高次脳機能に対する影響は、用量相関性が明白でないケースがあることは、多くの研究で指摘されている。このような実験内容は、再評価で重要な論文として評価すべきと考える。

また、第38回の農薬第一専門調査会の資料として公開されている疫学以外の公表文献リ

ストを見ると、専門調査員が文献について神経毒性は問題になっていないと評価に使用しないよう表明しているが、どのような意図で発言しているのかとの御趣旨の御意見をいただきました。

回答は162ページからの右の欄のとおりとなりますが、公表文献リストは、文献概要のほか、評価の目的との適合性及び結果の信頼性、評価書への記載に係る論点等を整理した評価の途中段階の資料であり、その後、調査会において公表文献以外の安全性試験成績によって得られている知見と併せて検討され、必要に応じ、公表文献の内容を評価書に記載しています。

1の公表文献については、製剤投与のため添加剤の影響を排除できないということのほか、7日齢からの幼若動物への強制経口投与という条件でのデータについては食品健康影響評価へ外挿することはできないこと、ラットの90日間亜急性毒性試験において関連した変化が認められないこと等の複数の理由から、評価に使用しない文献としました。

2、3、4の公表文献については、提出されたほかの神経毒性に係る公表文献も含めて横断的に精査し、評価書案に<神経行動学的影響及びc-fos陽性細胞数の増加について>として以下に斜体で記載がございます内容を記載して、評価の参考としていますとの説明がされています。

また、資料の164ページの記載になりますが、審議の過程については、調査会で使用した公表文献のリストや議事録、評価書案にて確認できること。食品安全委員会の専門調査会では、調査審議に必要な各専門分野に精通する専門委員及び専門参考人が、最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に調査審議を行っています。調査審議の過程において、様々な意見が出され、多角的な視点で調査審議がなされた上で、最終的には専門委員及び専門参考人の合議により結論が出されます。また、評価に当たっては、専門調査会で審議後、食品安全委員会でも審議し、重層的な確認を経る仕組みにより評価を行っていますとの内容となっています。

意見3でございますが、発達神経毒性に関するマウスの試験においては、他の試験結果がないことなどからリスク評価の対象に用いられなかったと読み取りました。消費者等が安心して使用し、食べられるように、追従する試験などを行うことを要望したい。また、発達神経毒性に限らず、新たな毒性評価方法の検討を続けていただくよう要望しますとの御意見をいただきました。

回答でございますが、本剤の発達神経毒性について、毒性試験成績及び公表文献の多数のデータを用い、海外の評価結果も参考に、慎重かつ丁寧に検討し、評価書案の<本剤の発達神経毒性について>において以下の斜体の記載のとおりまとめたことの記載がございます。

また、食品安全委員会では、最新の科学に基づき、一貫性を持って評価するための指針や考え方を常にアップデートしていますとの内容でございます。

また、最後のページ、168ページを御覧ください。評価書の記載の修正が1点ございませ

て、参照した資料の記載でございますが、変更後の下線部の記載のとおり資料の作成者を追加する修正をいたしました。

以上でございます。本評価書につきまして、一部記載を修正の上、専門調査会の結果をもってリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、農薬第一専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちクロチアニジンのADIを0.097 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定するという事によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 続いて、プリオン「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○國保評価第二課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明いたします。

5ページ、6ページに審議の経緯がございます。本件については、プリオン専門調査会で取りまとめを行い、本年4月28日の第1023回「食品安全委員会」で報告いたしました後、4月30日から5月29日までの間、国民からの意見・情報の募集をしたところです。

続いて、諮問内容とプリオン専門調査会としての評価結果を御説明いたします。評価書の16ページから御覧ください。

諮問内容については、17ページにありますように、国内BSE対策について、SRM範囲を現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクの比較でございます。

続いて、74ページからの食品健康影響評価を御覧ください。

食品安全委員会プリオン専門調査会は、公表されている各種文献、リスク管理機関から提出された資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から諮問事項である国内と畜牛に関するSRM範囲の変更に伴う人への健康影響について評価を行いました。

具体的には、77ページを御覧いただきまして、5. の評価結果でございます。諮問内容の国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並び

に30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、「脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合に関して、リスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。

なお、本評価は、今回評価した以外のBSEリスク管理措置及び現時点で得られる水準の科学的知見に基づくものである。引き続き、非定型BSEに係る知見の収集に努めるとともに、関連情報（ばく露に係る情報、食品としての利用状況等）の経時的把握に努めることが重要であるとの評価結果が示されております。

続きまして、93ページにあります参考を御覧ください。国民からの意見・情報の募集の結果、2通の御意見がございました。

1通目の内容は、国内と畜牛に関するSRM範囲の変更に係る評価について、牛と同様の偶蹄類であるめん羊及び山羊の肉及び内臓についても同様に考えてよいかという趣旨の御質問でございました。

こちらに対する専門調査会の回答でございますが、本評価は、諮問事項である特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法及びと畜場法の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正及び牛の脊柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法に基づく規格基準の改正に基づき実施したものであり、牛のみを対象としているという内容でございます。

2つ目の内容は、SRM範囲変更後に脊柱が食品として市場に流通した場合の追跡調査、モニタリング体制の構築、調査結果の定期的な公開及びトレーサビリティの整備並びに非定型BSEの発生状況の継続的な情報公開への要望に関する御意見でございました。

こちらに対する専門調査会の回答でございますが、SRMを含むリスク管理措置の変更にあたっては、食品健康影響評価の結果を踏まえてリスク管理機関において検討がなされるものと承知していること。いただいた御意見は具体的なリスク管理に関わる内容であることから、リスク管理機関にお伝えするという内容でございます。

本評価書について、よろしければ、消費者庁及び厚生労働省に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○祖父江委員長 　ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、「脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合に関して、リスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられるということでしょうか。

(首肯する委員あり)

(3) 令和7年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について

○祖父江委員長 では、次の議事に移ります。

企画等専門調査会における審議結果についてです。

6月3日に行われました第48回「企画等専門調査会」において、令和7年度食品安全委員会運営状況について、委員会に報告することを決定いたしました。

まず、令和7年度食品安全委員会運営状況報告について、事務局から説明をしてください。

○藤田総務課長 では、資料3を御覧ください。令和7年度食品安全委員会運営状況報告書につきまして、先週の企画等専門調査会で審議いただき、了承いただきましたので、御報告を申し上げます。

資料3の23ページ目、ポイントを御覧いただければと思います。

目次の次をめくっていただきまして、25ページ目になりますが、これは我が国の食品安全行政の基本的事項でありますリスクアナリシスの考え方などについて確認的にお示ししております。

次のページです。委員会運営全般ということでございます。昨年度は食品安全委員会を43回、専門調査会等を117回開催いたしました。その中で143件の評価依頼を受けまして、過去分も含めまして152件の評価結果を通知したところでございます。

次の27ページ目ですが、DXに関する取組についてでございます。昨年度はDXに関する研究事業2課題を実施しましたほか、海外の情報収集の効率化のための機械翻訳の導入に向けまして、課題整理のための試行を行ったところでございます。

次のページです。これは専門調査会の開催状況になります。

次のページがワーキンググループの開催状況でございます。

次の30ページ目ですが、食品健康影響評価の審議状況ということで、これは食品安全委員会の創設以来の件数を累積で示しております。一番下の合計欄でございますが、3,700件の要請を受けまして、約230件が審議中、3,500件が評価終了となっているところでございます。

次のページです。「自ら評価」についての御報告です。昨年度においては、企画等専門調査会で審議をいただきまして、「自ら評価」案件としては選定されませんでした。無機ヒ素につきましては、情報収集を継続することとなったところでございます。

また、過去の「自ら評価」案件のフォローといたしまして、アレルゲンについて「落花生」、「くるみ」のファクトシートを公表したところでございます。

次のページ、食品安全モニターの活動報告です。昨年度は460名の方にモニターになっていただきまして、11件の提案をいただいたところでございます。その提案を下の①から③まで、リスク管理措置が適切に実施されているもの、そうであるか不明のもの、委員会のリスク評価等に関するものという3つに分類して対応してきたところでございます。

内容といたしましては、その下にありますように、用語集やコーデックスにおける重金属規格、また、健康被害となり得る硬質異物のリスク評価などについて提案をいただきました。右の方でその分類別や関係省庁別に分けたものを掲載してございます。

次のページでは、そのうち2件御紹介しておりますが、1件目は用語集の追加ということで、FSSC22000について、ISO9000等と同様に追加してはどうかといった提案でございましたが、これについてはISOのような国際標準化機関とは少し性質が違うものではないかと考えているところでございます。

2番目は国税庁のホームページの記載についてなのですが、一部国税庁のホームページには、「酒は百薬の長」とございますように、アルコールは適量ならば健康増進に役立つといった記載もありますけれども、その上の国立がん研究センターのホームページ等にありますように、適量が存在するという訳ではないので、訂正してはどうかといった御意見でございました。これについて国税庁へ共有したところ、この内容については、過去の一時点の取組の情報であって、削除を予定しているという回答をいただいたところでございまして、参考までに、現時点ではこの内容は削除されていると承知しております。

めくっていただいて、研究・調査事業でございます。研究・調査事業については、今後5年間の方向性をロードマップという形でまとめております。下の方にその概要を載せておりますが、中ほどにありますような(1)から(3)の柱立てに基づきまして研究課題を設定して、案件の選定や評価を行ってきているところでございます。

次のページでは、過年度、令和6年度に終了した研究課題について事後評価を行いましたので、その結果の一覧となっております。

次のページは、令和7年度において実施いたしました研究課題の一覧であります。右の方に採択年度とございますが、令和6年度に採択されたものと、令和7年度に採択されたものがございます。合計で20件の件数となっております。

下の方では調査事業でございまして、昨年度は6件の事業を実施したところであります。

次のページでは、来年度、今は今年度になっておりますけれども、今年度における研究調査事業の優先実施課題となっております。左下の方でI-1からI-3までありますけれども、先ほどのロードマップの3本の柱立てをブレークダウンした形で公募を行ったところでございます。また、リスク評価を担っていただく若手専門家の育成に向けた若手枠も設定するという事で募集を行ったところでございます。

その結果が次のページで、今年度採択された研究課題の一覧でございまして、合計7課題でありますけれども、上の5つ、①、②にございますのが通常の枠、下の⑤にありますのが若手枠で採択された課題となっております。

下は調査課題でございまして、1課題を実施しております。

次はリスクコミュニケーションの実施についてでございます。主な取組を御紹介しておりますが、意見交換会では、一般消費者等を中心としたオンラインセミナーを実施したほか、情報発信では、PFASやアレルゲンに関する情報を中心に発信してきたところです。あと、講師派遣では、地方公共団体と共催での意見交換会や、消費者庁が主催する意見交換会への講師派遣も実施してきたところでございます。

次のページでは、情報発信でございます。情報発信については、広報誌等の紙媒体、ホームページ等のネット媒体、意見交換会の直接対話の3つのチャンネルで実施をしております。このページでは、紙媒体の「食品安全」の内容でございますとか、ホームページやFacebookの掲載数等について掲載をしております。

次のページでは、Xで閲覧数の多かった投稿例や、食品安全委員会の活動についての投稿内容の御紹介です。

次のページでは、当委員会のウェブサイトのトピックス欄での掲載内容やユーチューブチャンネルで公開した動画を紹介しております。

次のページでは、意見交換会等でございますが、昨年度はイミダクロプリドの評価書を題材としたオンラインセミナーを実施しましたほか、意見交換会に当委員会の委員を派遣いたしまして、講師を務めていただいております。

20ページ目、リスク管理機関との連携については、消費者庁等と連携いたしまして、昨年度は御覧のような親子向けイベントでございますとか、あるいは放射性物質や添加物等の食品安全に関する意見交換会に職員を中心に対応したところでございます。

次のページ、学術団体との連携になります。昨年度は日本薬学会の146年会に祖父江委員長、浅野委員に講演を行っていただいたほか、ブース出展としては御覧の8つの学会に出展をしたところであります。

次のページ、緊急時訓練でございますが、昨年度は実務訓練と確認訓練の2本立てで実施をしたところでございます。

次のページ、食品安全情報の収集、整理、活用でございます。当委員会では、海外の政府機関や国際機関の食品安全情報を収集しております。昨年度は2,000件の情報を食品安全総合情報システムを通じまして企業や国民の方に情報提供したほか、日報という形でリスク管理機関にも提供しております。また、リスク情報担当者会議も随時実施しております。

最後、国際協調の推進でございますが、昨年度はオンラインジャーナルである「Food Safety」を年4回発行いたしまして、評価書の概要や投稿いただいた論文を掲載しております。また、国際会議では、右の表にお示ししたIAFPやEUROTOXに委員や職員を派遣いたしまして、国際的な議論への貢献や情報収集を行ってきたところでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容等につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

(4) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○祖父江委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合は、来週、6月16日火曜日14時から開催を予定しております。

また、10日水曜日9時半から「添加物専門調査会」が、10日水曜日14時から「農薬第三専門調査会」が、来週、15日月曜日14時から「農薬第一専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1027回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。